

令和5年度 第2回さいたま市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 議事録

日時：令和6年3月21日（木）13：30～15：15

場所：本庁舎 議会棟 全員協議会室

【 次 第 】

- 1 開 会
- 2 議 題
 - （1）令和6年度基本方針・主要事業の概要について（報告）
 - （2）「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の策定について
 - （3）特定教育・保育施設等の認可と利用定員の設定について
 - （4）放課後子ども居場所事業のモデル事業の実施について（報告）
- 3 その他
- 4 閉 会

【 資 料 】

席次	
名簿	
次第	
資料1	令和6年度予算案の概要（予算案関係資料）【抜粋】
資料2	第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン 策定方針（案）について
参考資料	資料2関連 計画策定に係る調査概要
資料3	特定教育・保育施設等の認可と利用定員の設定に関する資料
資料4	放課後子ども居場所事業のモデル事業の実施について
資料5	さいたま市子ども・子育て支援事業計画「第2期さいたま子ども・ 青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」令和4年度進捗状況について（具申）

【出席者・欠席者（敬称略）】

〈委員〉

- 出席委員・・・江原悦子、木村和孝、高原康子、永富加代子、野口良輝、濱田浩、山崎栄慈、山中冴子、山本光亮、小野雄大、須崎統子、濱口麻菜美、松島万里子、若松隆
- 欠席委員・・・阿部修、石田有世、亀井隆司、久保村康史、坂田俊夫、清水浩、須田あかね、高野直美、馬場広美、大野夏美、片山篤美、久世晴雅、根岸君和

〈事務局〉

・子ども未来局

- 子ども育成部：阿部部長、子ども政策課 高橋課長 他、子育て支援課 竹澤課長 他
- 子育て未来部：五島部長、佐野参事、幼児・放課後児童課 石川参事（兼）課長 他、のびのび安心子育て課 千葉参事（兼）課長 他、保育課 濱田係長 他、保育施設支援課 林参事（兼）課長 他
- 子ども家庭総合センター：総務課 野田参事、（兼）課長、北部児童相談所 米山所長、南部児童相談所 長澤参事（兼）所長、子ども家庭支援課 向山参事（兼）課長 他
- 総合療育センターひまわり学園：総務課 西野課長補佐（兼）係長、医務課 細川課長、育成課 八木田参事（兼）課長、東部療育センター開設準備室 増田室長、療育センターさくら草 矢野間参事（兼）所長

・保健衛生局

- 保健所：地域保健支援課 南副参事 他

【開 会】

（１）委員の出席状況

委員定数２７人に対し半数以上の出席があり、「さいたま市社会福祉審議会条例」の規定により、児童福祉専門分科会成立の報告

（２）配布資料の確認

（３）傍聴希望者１人あり

「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」の第５条第１項に基づき傍聴を許可。

【議 事】

（山中会長）

それでは議事に入ります。まず、議題（１）令和６年度基本方針・主要事業の概要について、執行部から説明をお願いします。

（子ども政策課）

それでは、議題（１）令和６年度基本方針・主要事業の概要について、ご説明いたします。主に児童福祉に関係する、令和６年度の主要事業及び予算につきましてご説明いたします。

まず始めに、保健衛生局の地域保健支援課所管事業につきまして、ご説明いたします。恐れ入りますが、資料１「予算案の概要」（予算案関係資料）【抜粋】をお願いいたします。表紙をおめくりいただき、１ページをお願いいたします。１ページから３ページまでは、保健衛生局の「主な現状と課題」について、４ページから７ページまでは、保健衛生局の「基本方針・区分別主要事業」を７つの分野に分け、記載しております。その内、本分科会に関連が強いものとしたしまして、２ページの下段（５）に「母子保健の推進」の現状と課題について、６ページに「（５）母子保健の推進」として、母子保健分野に関わる主要事業を記載しております。主な事業をご紹介しますので、６ページをご覧ください。

まず、２２番「産後ケア事業の利用者負担軽減措置の拡大」は、予算額４，２７５万８千円育児や体調に不安があり、家族等の協力が得られない産婦に対し、訪問型・宿泊型・デイサービス型の３種類の産後ケア事業を実施するとともに、利用者負担の軽減措置を拡大します。

２３番「出産・子育て応援事業」は、予算額１０億１，８３９万７千円妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を行うとともに、妊娠時・出生時にパパママ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）を支給します。

なお、ただ今ご説明いたしました、母子保健関連の事業ですが、妊娠・出産期からの青年期までの切れ目のない支援を推進するため、令和６年４月からの組織改正において、新たに子ども未来局に母子保健課を設置して実施してまいります。

続きまして、子ども未来局についてご説明いたします。８ページをお願いいたします。８ページから１３ページは子ども未来局における「主な現状と課題」を記載しております。（１）では『『こどもまんなか社会』や少子化対策の推進」、９ページの（２）では「子育てがしやすい環境づくり」、１１ページの（３）では「専門的な知識・技術が必要な子ども・家庭への支援の充実」、１３ページの（４）では「子ども・若者の健全育成」、同じく１３ページの（５）では「ひとり親家庭等への自立支援の充実」に関する現状と課題を記載しております。

１４ページをお願いいたします。１４ページから１８ページは、子ども未来局における「基本方針・区分別主要事業」について記載しております。このうち、新規・拡大事業を中心にいくつかの事業を紹介いたします。

まず、（１）『『こどもまんなか社会』や少子化対策の推進』ですが、２番「子ども・青少年希望（ゆめ）基金の創設」は、令和６年度予算額１，０００万円、市民や企業等からの寄附金等の受け皿となる「さいたま市子ども・青少年希望（ゆめ）基金」を新たに設置し、積立てを行います。

次に、5番「子育て支援医療費助成の高校生年代への拡大」は、予算額71億5,339万円1千円、子育て環境の充実と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和6年10月から入通院の医療費の助成対象年齢を18歳の年度末まで拡大します。

続きまして、15ページをお願いします。(2)「子育てがしやすい環境づくり」では、8番「子育てヘルパー派遣事業」は、予算額636万6千円、子育て家庭の育児に対する更なる負担軽減を図るため、1歳未満の乳児を養育する家庭が利用できる日数を拡大します。

11番「放課後子ども居場所事業のモデル4校での実施」は、予算額9,018万6千円、利用を希望する全ての児童を対象に、最も身近な小学校の施設を活用して、安心・安全な放課後の居場所を提供するモデル事業を市内4校で実施します。

次に、15番「こども誰でも通園制度（仮称）の試行的実施」は、予算額4,695万円7千円、幼稚園・保育所等において、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな制度の創設に向けた試行的事業を実施します。

16ページをお願いします。(3)「専門的な知識・技術が必要な子ども・家庭への支援の充実」では、23番「一時保護所保護児童学習支援事業」は、予算額134万2千円、一時保護所内で生活する保護児童の学習環境の向上を図るため、アプリを活用したタブレット学習を実施します。

次に、28番「医療的ケア児保育支援センターの運営」は、予算額2,696万円7千円、医療的ケア児保育支援センターにおいて、未就学の医療的ケア児や家族に対して相談等の支援を実施します。また、医療的ケア児受入保育施設等に対して研修等の支援を実施します。

17ページをお願いします。(4)「子ども・若者の健全育成」では、35番「様々な課題を抱える児童を支援する常設型の居場所づくり」は、予算額2,711万4千円、養育環境に課題を抱える児童に対して、安心・安全な居場所の提供や食事の提供、生活習慣の形成等の支援を包括的に提供する常設型施設への支援を行います。

18ページをお願いします。(5)「ひとり親家庭等への自立支援の充実」では、37番「養育費サポート事業」は、予算額348万5千円、ひとり親家庭の養育費の安定的な確保を支援するため、未払い養育費の立替支援を実施するとともに、養育費の差押え等の手続費用の助成を実施します。

次に、39番「低所得の子育て家庭児童進学支援」は、予算額578万5千円、低所得の子育て家庭等の児童の進学に向けた経済的支援を行うため、模試費用や受験料を助成するとともに、大学等入学時に入学一時金を助成します。

ご説明させていただいた事業のほかにも、様々な事業を推進し、「子育て楽しいさいたま市」実現を目指してまいります。簡単ではございますが、以上で、説明を終わります。

（山中会長）

どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただきました資料 1 について、ご意見やご質問があればぜひお出しただければと思います。ご発言の際には最初にお名前を言っていただきますようお願いいたします。いかがでしょうか。

（木村委員）

さいたま市私立保育園協会の木村です。

この後の議題にも出てくるかもしれないですが、この会議の中で話題に出した方が良くと思うので質問させていただきます。予算の中で新規事業として出ている「こども誰でも通園制度」。こちらについて、どのような制度の方向性でどのように実施していくのかご説明いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

（山中会長）

ありがとうございます。資料の 15 ページ、15 番になりますでしょうか。「こども誰でも通園制度」について、もう少しご説明いただければと思います。

（幼児・放課後児童課長）

さいたま市の今考えている事業概要についてご説明させていただければと思います。

まず、国の状況でございます。この「こども誰でも通園制度」の概要につきましては、令和 5 年度補正予算案の概要に示されまして、具体的な事業実施の留意点等についてこども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた、試行的事業実施のあり方に関する検討会におきまして、9 月から複数回検討がなされているところでございます。12 月 25 日に開催されました第 4 回検討会において、事業実施の中間とりまとめ案が示されたところでございます。その中で、国の制度概要といたしましては、0 歳から 2 歳児の約 6 割を占める、未就学児を含め、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があるとしており、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度でございます。

今のさいたま市といたしましては、保育所、認定子ども園等、また幼稚園で実施していきたいと考えております。対象となる子ども 1 人当たり月 10 時間を上限として、利用料については、子ども 1 人 1 時間あたり 300 円程度を標準として実

施してまいりたいと考えております。また、設備や職員配置基準については、いずれも一時預かりの基準と同様に実施していこうと考えております。

（山中会長）

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

（山本委員）

委員の山本です。事前の質問でなくて申し訳ないですが、2点ほど質問させていただきます。

資料 15 ペーの 14 番「保育人材確保対策事業」について、宿舍借り上げの費用、いわゆる家賃補助かと思うのですが、今回の拡大というのは、保育士さんといっても幼稚園であったり福祉施設であったり、勤め先は様々だと思いますが、保育士さんの家賃補助の範囲が広がったのかどうかというところを教えていただきたいと思います。

また、奨学金返済に係る経費の一部補助ということで、金額がそれなりに大きな額かなと思うのですが、どれくらい的人数で、単価がいくらくらいで積算されたのかを参考までに教えていただければと思います。奨学金の返済についてはかなりご苦労されているというのは報道等もされていますので、教えていただければと思います。

それから2点目に資料 17 ページの 35 番。新規事業で様々な課題を抱える児童を支援する常設型の居場所づくりということで、予算がついております。こども家庭庁でも審議されているようですけれども、居場所というのが多様化してきていて、いわゆるネット空間というか、リアルでない場所というのも一つの居場所として認めていくというような話を聞いております。今回の施策の中で、そういったネット空間のような居場所が盛り込まれているのか、盛り込まれていないとしたら今後それに関してどのように考えられているのかについて教えていただきたいと思います。

（山中会長）

ありがとうございます。

ではまず最初に 15 ページの 14 番「保育人材確保対策事業」拡大の根拠につながる質問だと思うのですが、そこについてご説明をお願いします。

（保育課係長）

今回、保育士奨学金返済支援事業を新規事業として計上しているものでございます。内容といたしましては、令和 6 年 4 月以降、市内保育所等で新たに勤務する保育士さんに対し、奨学金返済支援を行うものです。金額の考えについては、一人当たり年額で 18 万円を上限として、それを 5 年間、最大 90 万円となります。令

和6年度については年額18万円を50人分という形で積算しているところです。

（保育施設支援課長）

まず宿舎借り上げについて対象等は変わらずという形になります。また、拡大した部分につきましては、保育体制強化事業でこれまで清掃や給食の配膳や片付け、園外活動の見守り等の周辺業務をする保育支援者の経費を補助していましたが、新たに登園時の繁忙な時間帯やプール活動等の一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する経費を補助対象といたしました。また、保育士さんの雇入れ強化事業といたしまして、これまで保育所等が保育士活動を目指す方を雇用する場合の経費を対象としていましたが、新たに潜在保育士、保育士資格を持つ方を補助対象として、復職を支援するような補助制度としております。

（山中会長）

ありがとうございます。いかがでしょうか。

（山本委員）

保育士でいわゆる社会的養護施設に勤める方の家賃補助というのは現状では考えられていないということでしょうか。もしくは今後検討の余地があるのでしょうか。保育士さんの働く場というのは非常に多様だと思います。現状の理解ですといわゆる保育所等なのか、保育所なのか、認定子ども園なのかよく分からないので、教えていただけたらと思います。

（保育施設支援課長）

こちらは保育所ということになっておりまして、国の基準になっております。現状は保育所が対象となっております。

（山中会長）

ありがとうございます。なかなか制約があるという感じでしょうか。保育士さんの働いている場所の多様さですとか、奨学金返済の一部補助の今後がどうなるかというところを注意深く見ていく必要があるかと思います。

続いてもう1点ご質問いただいている17ページの35番、「様々な困難を抱える児童を支援する常設型の居場所づくり」について、居場所の定義ですけれども、ネット環境はどれくらい考慮されているかについてお願いいたします。

（子ども政策課長）

17ページ35番でございますが、こちらは令和6年4月に施行される改正児童福祉法により創設される事業でございます。貧困や不登校など、養育環境等に課題

を抱える児童の居場所となる場を開設しまして、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供などを週3日以上、包括的に提供する事業でございます。こちらの事業につきましては、リアルな居場所ということになります。

一方、山本委員からご指摘いただきました居場所づくりですが、昨年12月に閣議決定されたこども大綱の中でも大きなテーマの一つとなっております。居場所についてはこども家庭庁の方で審議会なども行われ、子どもたちが居心地の良さを感じるところはすべて居場所になりうると定義されています。ネット空間における居場所というのも今後検討課題の一つになってくるとは思っておりますが、現在のところさいたま市においては、まずはリアルな居場所を充実させていくということで考えております。

（山中会長）

ありがとうございます。よろしいでしょうか。
他はいかがでしょう。

（濱田委員）

濱田と申します。よろしくお願いします。

15ページの「放課後子ども居場所づくり事業」について、モデル4校で実施ということですが、4校の内訳を教えてください。

また、18ページの39、40の低所得者への子育て支援ということで新規事業が掲載されています。新たな事業ということでPRや、多くの対象者が手続きできるように、また、手続きが煩雑にならないようにしていただきたいと思います。これは意見となります。

（山中会長）

ありがとうございます。

では、15ページの11番、4つ目の議題にも絡む部分ではありますが、モデル校をどう選ばれたかについてご説明をお願いします。

（幼児・放課後児童課長）

モデル校4校につきましては、旧大宮市から西区の栄小学校、旧与野市から中央区の鈴谷小学校、旧浦和市から浦和区の岸町小学校、旧岩槻市から岩槻区の新和小学校となっております。

（山中会長）

ありがとうございます。

それから18ページの39番と40番の新規事業、低所得の子育て家庭に向けて

の事業について PR や手続きの工夫、手続きが煩雑にならないようにというご意見ですけれども、それに関してご発言いただけることがあればお願いいたします。

（子育て支援課長）

39 番「低所得の子育て家庭児童進学支援」ですが、こちらについては低所得の子育て世帯の児童に対しまして、模試費用や受験料の助成を行うことで児童の進学を支援するものになります。具体的には本市が実施いたしますさいたま市生活困窮者学習支援事業の登録児童のうち中学 3 年生と高校 3 年生については模試費用として補助いたします。また、高校 3 年生については受験料として 53,000 円を上限として補助いたします。それから大学等入学時に一時金として 250,000 円を助成する形になってございます。

生活困窮者学習支援事業に登録される児童というのが、具体的には生活保護受給世帯の中学生、高校生、それから、児童扶養手当全額受給世帯の中学生等になりますので、ある程度対象児童が限られてきますので、そこに通うお子さんに対しては学習支援教室を運営する事業者さんを通して漏れなく的確に周知をしてまいりたいと考えております。

（山中会長）

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

私の方から 1 点事前質問させていただいております、16 ページの 25 番「ヤングケアラーへの支援」について、令和 5 年度に比べて令和 6 年度の予算が大幅に減額となっておりますが、これまでの取り組みをどう評価されてこのような案になっているのかご説明いただきたいと思います。

（子ども家庭支援課長）

ヤングケアラーへの支援につきましては、相談窓口の周知、研修会の実施、ヤングケアラー訪問支援事業の 3 つの事業を行っております。このうち、ご指摘の予算が減額されている事業は、ヤングケアラー訪問支援事業でございます。ヤングケアラー支援にあたりましては、ヤングケアラー当事者が自ら相談することが難しい場合が多いと考えられることから、まずは周りの大人が相談窓口について知ること、併せて、ケアラー支援に関する課題や支援の実例等について学ぶことが重要であると認識しております。そのため、相談窓口の周知、研修会につきましては、今年度と同様に令和 6 年度も引き続き実施してまいります。

ヤングケアラー訪問支援事業につきましては、利用実績を踏まえて減額とさせていただいております。具体的には、令和 5 年度は、年間で平均 25 世帯の利用を見込んで予算を組んでおりました。令和 5 年 12 月末現在で利用が 7 世帯ということで、少なかったことから、令和 6 年度の予算としては、年間平均 12 世帯の利

用を見込んで減額としております。訪問支援事業については、実際に利用をご案内しても利用拒否されるご家庭もあると伺っております。そのようなご家庭にも継続的に寄り添って、訪問支援事業をはじめとする適切なサービスにつなげていけるよう、今後も引き続き努力してまいりたいと考えております。

（山中会長）

なかなか自分から相談に行けないという状況、また、自分がどのような状況にあるかを認識することが難しいということを考えると、確かに訪問支援事業へ直接手を挙げてくるということは少なくなるかもしれませんが、相談窓口の周知や研修会の開催などの充実と合わせてうまくニーズを掘り起こしていただけるように期待します。

ヤングケアラーの支援ニーズがどう埋もれているかも個人的に気になっているところです。支援ニーズが埋もれてなかなか発見できないような状況になった時に、どうアクセスしていけるか、発達途上の子どもたちに関わることなのでより深刻かなという気がしています。訪問支援のニーズも本当は高いのではないかという懸念もあります。減額は仕方のないことかもしれませんが、減額されない部分で有機的に繋がっていくことを期待したいと思います。

では、議題の（１）についてのご意見等はここまでとさせていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、次に進みます。

議題（２）「第３期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の策定について、執行部から説明をお願いします。

（子ども政策課）

議題（２）「第３期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の策定方針につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料２「第３期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン策定方針（案）について」、をお願いいたします。

表紙をおめくりいただき、１ページをお願いします。はじめに、「計画を取り巻く状況」についてご説明いたします。令和５年４月に、こどもを権利の主体として位置づけ、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法となる「こども基本法」が施行されました。同じく令和５年４月には、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の真ん中に据えて強力に進めていくため、「こども家庭庁」が発足いたしました。また、令和５年１２月には、こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針や重要事項を定めた「こども大綱」が策定されており、これまで別々に作られてきた「子供の貧困対策に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成推進大綱」が

束ねられ、「こども大綱」に一元化されました。こども基本法では、国のこども大綱を勘案した市町村こども計画の策定が努力義務とされております。なお、市町村こども計画は「子どもの貧困対策推進計画」と「市町村子ども・若者計画」のほか、既存の各法令に基づくその他のこども施策に関する市町村計画と一体のものとして策定することができるとされております。

2ページをお願いします。こちらは、現行計画と次期計画の計画体系を図でお示ししたものです。現行計画は、子ども・子育て支援事業計画と子どもの貧困対策推進計画の2つの計画から構成され、子ども・子育て支援事業計画の中に市町村子ども・若者計画、市町村行動計画、母子保健計画、自立促進計画を包含しておりました。次期計画においては、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策推進計画、現行計画において子ども・子育て支援計画に包含されていた関連計画と一体的に、こども大綱を勘案しながら、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定いたします。次期計画の策定にあたっては、新たに「こどもまんなか社会の実現」、「子どもの居場所づくり」、「少子化対策関連施策」、「妊娠・出産前の支援（結婚・妊娠の支援）」などの内容を盛り込んでまいりたいと考えております。。

3ページをお願いします。計画策定の考え方についてご説明させていただきます。本市では、現行の「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の計画期間が令和6年度末をもって終了するため、令和7年度からの次期計画を策定する必要がございます。こども基本法の施行により、市町村こども計画の策定が努力義務とされたことを受け、現行計画の体系の見直しを行い、「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」については「市町村こども計画」として策定したいと考えております。「市町村こども計画」と位置付けるにあたり、現行計画の内容に加え、少子化対策や結婚・妊娠・出産期、乳幼児期から青年期に至るまでの切れ目のない支援を行うという観点から、「少子化対策関連施策」、「妊娠・出産前の支援（結婚・妊娠の支援）」について、新たな視点として、「こどもまんなか社会の実現」、「子どもの居場所づくり」などの内容を盛り込み、こども施策を総合的に推進してまいります。計画の策定にあたりましては、現計画においても事業ごとに目標値を設定しておりますが、それに加え、施策単位の目標値を設定し、目標達成に向けた進行管理を行うことで、計画の実効性を高めてまいりたいと考えております。あわせて、本市の少子化・子育てをめぐる現状と課題を検証し、市として取り組むべき少子化対策の検討を行うため、計画策定と並行して子育て支援策検証事業を実施し、検討内容を計画に取り入れていく予定としています。なお、計画の検討にあたっては、こどもからの意見を多く取り入れられるよう、工夫しながら検討を進めてまいります。計画期間につきましては、令和7年度からの令和11年度までの5年間で、必要に応じて中間年を目安に見直しを図ります。計画の進捗状況については、本分科会において、毎年度点検・評価を行っていただきます。

4ページをお願いします。こちらは現行計画と次期計画の構成イメージをお示し

したものです。計画体系でご説明させていただいたとおり、現行計画は、第2章に子ども・子育て支援事業計画、第4章に子どもの貧困対策推進計画の2本立てとなっており、それぞれの計画を別の章立てで構成しておりました。次期計画においては、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策推進計画、現行計画において子ども・子育て支援計画に包含されていた関連計画と一体的に、「市町村こども計画」として策定することから、計画ごとに別の章立てとするのではなく、計画全体の基本的な考え方や重点戦略、施策の展開について掲載していきたいと考えております。

5ページをお願いします。こちらは、次期計画策定に向けて年度ごとに実施する検討の流れをお示したものです。令和4年度に市内の子どもの貧困の実態を把握し、必要な対策を検討するため、子育て世帯を対象にした「子どもの生活状況等に関する調査」、及び日頃から困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている支援者に対してアンケートやヒアリングによる調査を実施いたしました。また、令和5年度は、本市の子ども・青少年育成に関する市民ニーズの実態を把握するため、アンケート調査を実施しております。なお、両調査につきましては、概要を参考資料としてお配りさせていただいております。

続きまして、令和6年度の実施内容としては、主に4つの項目を実施したいと考えております。まず、計画策定にあたり、子どもや若者への意見聴取を行うため、市内在住・在学の小学5年生から大学生を対象としたワークショップの開催を予定しております。詳細につきましては、今後検討してまいります。次に、先程もご説明いたしましたが、次期計画策定と並行して、子育て支援策検証事業を実施し、本市の少子化・子育てをめぐる現状と課題を検証し、少子化対策の検討を実施いたしまして、検討成果を次期計画の「少子化・子育て重点戦略（仮称）」に反映させてまいりたいと考えております。次に、児童福祉専門分科会につきましては、令和6年度中に3回の開催を予定しております。第1回では、計画の基本方針や各施策の方針など計画骨子案、保育園の定員などとはじめとした「量の見込み・確保方策」について、第2回では骨子案に具体的な事業の位置づけなども加えた「計画素案」について、第3回では計画素案についての「パブリック・コメントの報告と計画素案への反映」について議題とし、委員の皆様にご審議いただく予定です。

6ページをお願いします。こちらは、5ページでお示した令和6年度の検討の流れについて、実施予定時期を記載したより詳細なスケジュールとなっております。上段が子ども・青少年のびのび希望プランの策定に係る令和6年度のスケジュール、下段が計画策定と並行して行う子育て支援策検証事業のスケジュールとなります。来年度はこのようなスケジュールで計画に向けた各種取り組みを実施していきたいと考えております。

本日のご議論を踏まえ、4月からの次期計画策定に着手させていただく予定としております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

（山中会長）

ありがとうございました。

ただいまの執行部からの説明につきまして、何かご意見やご質問はございますか。計画策定に係る調査概要も参考資料としてつけていただいておりますけれども、いかがでしょうか。

では私から一点よろしいでしょうか。計画策定の考え方として子どもたちの意見を多く取り入れたり、子どもの声を聴いたりというのは意見表明権と絡めても非常に重要なポイントになってくると思います。令和6年度にワークショップを開催するということで、どのような形でどのような意見を聴取しようと考えているのか、令和4年度と今年度実施した調査との関係においてこのワークショップをどのように位置づけるのかというような見通しがあれば教えていただきたいです。

（子ども政策課長）

ワークショップについては、今回の計画策定において初めて実施することになりますので、テーマ設定が一番大事になると考えています。先ほど少しお話をさせていただいた子どもの居場所づくり、子どもたちにとってどのような居場所が望ましいのか、またどのような居場所を希望しているのかというようなところは、子どもたちにとって意見が出しやすいのかなと考えております。子どもたちにとって身近な、子どもたちに関わるテーマを設定してご意見をいただきたいなと考えております。

（山中会長）

子どもの意見や思いを大人が聴かなければならないわけですがけれども、子どもはその声を聴かれる権利があるということですね。その権利を保障するためにはこのような機会はとても重要だと思いますが、既存の事業や特定の視野から聴くべきことを限定して良いのか。子どもたちからどのような意見を聴いていくのかというのは議論になるかもしれません。子どもの意見を多く取り入れるとか尊重するという意味合いを、既存の事業の枠組みに捕らわれないで考えていく必要があると国際的な動向を見ても思います。

（子ども政策課長）

会長のおっしゃるように、既存の事業に対してご意見をいただくというよりは、どのような居場所が心地よいと感じるかということや、こういう居場所があったらいいなとか、もう少し子どもたちにとって分かりやすいテーマ設定が必要かなと考えております。既存の事業に対してということではなく、子どもたちにとって身近で、意見が言いやすいテーマに設定することが大事だと思っております。

（山中会長）

ありがとうございます。ファシリテーターの方の力量も問われるでしょうし、どのような内容になるか期待しております。

その他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題（２）についてはここまでとさせていただきます。

次に進みます。議題（３）特定教育・保育施設等の認可と利用定員の設定について、執行部から説明をお願いします。

（のびのび安心子育て課長）

議題の（３）特定教育・保育施設等の認可と利用定員の設定について、ご説明いたします。

始めに、１ページの資料３－１「子ども・子育て支援新制度における「認可・確認」について」をご覧ください。こちらは、保育所等の「認可・確認」について、それぞれの根拠法令及び意見聴取先を一覧表にまとめたものでございます。

保育所等の認可にあたっては、「児童福祉法に規定する審議会を設置している場合は、当該審議会の意見を聴かなければならない」とされております。また、子ども・子育て支援法に基づく施設の確認（利用定員の設定）をしようとする場合は、「合議制機関の意見を聴かなければならない」とされており、本市では、合議制機関として、こちらの「児童福祉専門分科会」が位置付けられていることから、この保育所等の「認可」及び「利用定員の設定」につきまして、委員の皆様のご意見をいただきたいと思いますと考えております。

続きまして、２ページ、資料３－２をご覧ください。保育所及び小規模保育事業の認可基準についてでございます。こちらにつきましては、整備や職員に係る主な認可基準を一覧にまとめているものでございます。

続きまして、３ページ、資料３－３「特定教育・保育施設の認可・利用定員の設定について（一覧）」をご覧ください。こちらは令和６年度開設予定の施設の一覧でございます。まず、認可保育所につきましては、保育需要の高い地域を中心に、８か所の認可保育所を開設します。また、既存の幼稚園２園が認定こども園に移行するものです。その他、施設型給付の幼稚園に移行する施設が９施設ございます。

続きまして、４ページの地域型保育事業についてですが、同じく保育需要の高いところを中心に、小規模保育事業所が７か所、事業所内保育事業所が２か所、家庭的保育事業が１か所、合わせて１０か所の地域型保育事業を開設するものです。

５ページから４０ページは、今ご説明させていただいた各施設におきましてそれぞれ「事業計画書」と「案内図」、「これまでの審査状況」について、掲載しております。いずれの案件も、それぞれの認可基準に照らし合わせたところ、すべての事業者が適合するものであったことから、今後意見を伺ったうえで認可・認定を行う

予定としております。また、認可・認定とあわせまして、利用定員を設定し、施設型給付費及び地域型保育給付費の支給対象施設として「確認」の手続きについても進めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします

（山中会長）

どうもありがとうございました。ただ今の執行部からのご説明につきまして、何かご意見やご質問はございますか。

（木村委員）

私立保育園協会の木村でございます。

地域ごとに利用ニーズが高いところに関して整備をされているということで認識しているところでございますが、市内の保育施設を見ておりましても、0歳児が埋まらないということで大変苦労しているというような実態があるところです。そういった意味で、保育園の整備について今後どのように考えているかということ、改めてこちらで発言していただいた方が良いのかなと思いますので、お願いいたします。また、特に地域型保育事業の認可については、小規模保育事業にあたりましては、0歳児の定員があるところについて、個人的に懸念を持っております。

実際に私の関係するところでも0歳児の定員を設定したところ、応募がなかったという実態もありましたので、そういったところについて、小規模保育事業においてはより慎重になるべきではないかという見解を持っておりますので、そのあたりについて今後の展望等を教えていただければと思います。

（のびのび安心子育て課長）

委員のおっしゃるとおり、さいたま市では保育需要の高いところに施設整備を行っております。保育需要の受け皿といたしましては、0歳児、1歳児、2歳児について不足している地域もございます。保育施設を整備するにあたっては、申し込み状況等を勘案したうえで、特に0歳児、1歳児、2歳児の不足するところについて、受け皿の確保が必要であるということで整備をしております。具体的にはマンション開発で人口が増えるところですか、駅の周辺、また、特定のエリアになりますが、区画整理等による宅地造成等がございます。そのようなエリアで保育施設の整備を行っているところです。

先ほど小規模の方で0歳児がなかなか入らなかったという話もございました。コロナの影響もありまして、会社や企業等の育休制度がかなり充実して、活用される機会が増えてきているという話を、実際に申込みを受け付けている区役所のコンシェルジュからも聞いているところでございます。そのため、小規模につきましては0歳児が埋まらないというのも現状としてあるところです。整備にあたっては、委

員のお話のとおり、保育需要をよく考えたうえで慎重になりながら、必要な整備について改めて検討しながら進めていく必要があると考えているところでございます。

（山中会長）

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

（山本委員）

委員の山本です。先ほど審査の状況について、すべて適切に審査しているということでご報告いただき、これまでの審査状況ということで資料の裏面の方に主な項目が記載されています。（３）の運営に入るのかと思いますが、職員の方の研修や育成についてはどのようになっているのか。保育の現場に限ったことではありませんが、昨今、職員の方による不適切な保育が報道されたりしている状況もございます。低年齢のお子さんを保育していくというのは難しい状況もあると思いますし、職員間の連携や職員の質の確保、そういった研修やフォローアップ体制が欠かせないと思います。特に小規模の施設になると職員も限られているので、大きな施設に比べるとまた状況が違ってくると思いますが、適切な保育という部分に対して審査の項目に入っているのかということと、こういった課題が潜在的にある中で職員の質の研修やフォロー体制について市としてどのように考えているのかについてお聞かせいただきたいと思います。

（のびのび安心子育て課長）

今回整備する保育園につきましては、どのような体制で配置される職員について研修するかという点についても確認をしております。また、既存の保育園につきましても、保育の質を確保するための工夫ということで、保育士あるいは保育を補助する方たちに対して、さいたま市でも子育て支援員の研修等を実施しているところでございます。併せて年に１回の立入検査で保育の現場においてどのような保育をしているかについて、監督・管理をしているのが現状でございます。また、必要に応じて専門的な業務に専念できるように業務負担の見直しを行ったり、保育士の処遇改善に取り組んだり、職員を指導する保育士の選任、施設内研修の実施等を求めているというのが具体的なさいたま市の現状となります。

（山本委員）

ありがとうございました。こういった事業を展開されるうえで、職員の質の担保というのは非常に大事になってくると思いますので、継続的に色々な状況を踏まえながらニーズに合った、運営のサポートをしていただけるとよろしいのかなと思いました。よろしくお願いします。

（山中会長）

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

（木村委員）

これは意見ですので返答は特にいりません。

認定こども園の新設等についてご検討くださいということで意見を伝えさせていただきます。認定こども園について移行期間中ということで、移行期間期限も迫ってきているところです。今後、さいたま市も含めて全体として子育て支援施策全般に関して機能強化が図られる中で、こども誰でも通園制度等々、保育所に求められる機能もますます高めていかなければならない状況もございます。その一環として保育所が学校教育施設としての機能も含む、幼稚園機能も含んでいく施設あっても良いのではないかという認識に立たれる方もいらっしゃると思います。そういう意味では、移行を検討される保育施設等がある場合に関しましては、柔軟な検討や、市として今後の方向性を考えるうえで色々なご議論をいただければと思います。返答不要ですので意見として申し上げます。

（山中会長）

ありがとうございます。ご意見頂戴いたしました。

では、この件については以上でよろしいでしょうか。

それでは次に進みまして議題（４）放課後子ども居場所事業のモデル事業の実施について説明をお願いします。

（幼児・放課後児童課長）

それでは、放課後子ども居場所事業のモデル事業について、ご説明いたします。お手元の資料４「さいたま市放課後子ども居場所事業のモデル事業の実施について」の資料をご覧ください。

資料の３ページをお願いします。まず、昨年８月に開催した第１回の会議でもご説明いたしましたが、あらためて、放課後子ども居場所事業のモデル事業を実施するに至った経緯をご説明いたします。本市では、増加する放課後児童クラブの利用ニーズに対して民設放課後児童クラブを整備することにより待機児童の解消に取り組んできましたが、増加する利用ニーズに対して民設放課後児童クラブの整備が追いつかず、令和５年５月１日時点の待機児童数は３２９人となっており、これは政令指定都市で最多、全国で３番目の待機児童数となっております。また、民設放課後児童クラブの半数以上が保護者会による運営クラブであり、クラブ運営や利用ニーズに対する整備に伴う物件探しなど保護者負担が大きいことが課題となっておりました。さらに、夏休みのみの利用ニーズなど、多様な放課後のニーズへの対

応も必要となってきました。こうした課題を解消するため、他自治体で実施している取り組みである放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型事業として「さいたま市放課後子ども居場所事業」を令和6年4月からモデル事業として実施することとなりました。この事業の目的は、児童や保護者にとって最も身近な小学校を利用し、多様な体験や異年齢間の遊びを通じた交流ができる安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図り、保護者の就労と子育ての両立を支援することとしております。令和6年4月から実施するモデル校は、西区の栄小学校、中央区の鈴谷小学校、浦和区の岸町小学校、岩槻区の新和小学校の4校となります。

資料4ページをご覧ください。モデル事業の実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となります。令和7年度以降につきましては、モデル事業の実施状況の検証を踏まえて検討していきます。モデル校の選定にあたっては、学校施設内に既存の放課後児童クラブ室がある学校、待機児童が生じている学区、地域バランス等を勘案し選定いたしました。それぞれの小学校において想定した登録児童数と1日の想定利用児童数は資料のとおりでございます。また、参考に現在の公設放課後児童クラブの入室児童数を記載しております。各小学校の登録児童数は、児童全体の35%を想定しており、登録した児童のうち、実際に1日に利用する児童はそのうちの47%を想定し利用児童数を算出いたしました。登録率、利用率につきましては、すでに同様の事業を実施している横浜市や千葉市の状況を参考に算出したものです。なお、申込締切が2月末だったことから、資料への反映は間に合いませんでしたが、令和6年2月29日時点で把握しております登録児童数ですが、栄小は98人、鈴谷小は125人、岸町小は112人、新和小は50人となっております。

次に、各小学校の運営事業者が資料のとおり決まりました。事業者の選定にあつては、公募によるプロポーザル方式とし、各事業者からの提案を踏まえ、実績や運営方法等を審査し選定いたしました。まず、栄小学校はシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が運営事業者となります。こちらは、横浜市や千葉市などで同様の一体型事業の実績のある事業者となります。次に、鈴谷小学校は、特定非営利活動法人厚生福祉協会が運営事業者となります。こちらは、さいたま市内ですでに民設放課後児童クラブを運営している実績のある事業者となります。次に、岸町小学校は、株式会社理究キッズとなります。こちらも横浜市や千葉市などで同様の一体型事業の実績のある事業者となります。最後に、新和小学校は、社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団となります。こちらは、現在、公設放課後児童クラブの指定管理者となっており、放課後児童クラブの運営実績のある事業者となります。

次に資料5ページをご覧ください。モデル事業の概要についてご説明いたします。現在の放課後児童クラブと放課後子ども居場所事業の比較になります。

まず、事業目的ですが、放課後児童クラブが、就労等により保護者が昼間家庭に

いない児童を対象に家庭に代わる生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることに対して、放課後子ども居場所事業の目的は、希望するすべての児童を対象に小学校の施設を活用して多様な体験や遊びができる安心・安全な放課後の居場所を提供することと、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

対象児童については、放課後児童クラブは、1年生から6年生のうち、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象としています。放課後子ども居場所事業では、事業を実施する小学校に就学する児童すべてを対象とした区分1と、保護者が就労等で午後5時以降家庭にいない児童を対象とする区分2の2区分を設けます。

実施時間は、放課後児童クラブについては、月曜日から金曜日が放課後から午後7時まで、土曜日や夏休み等は午前8時から午後7時までとしておりますが、放課後子ども居場所事業では、すべての児童が利用可能な区分1は平日が放課後から午後5時まで、土曜日や夏休み等は午前8時から午後5時までとなり、保護者が就労している家庭を対象とした区分2については、平日が放課後から午後7時まで、土曜日や夏休み等は午前8時から午後7時までとしています。

活動の内容としましては、放課後児童クラブと同様に放課後児童支援員を配置したうえで、宿題、室内遊び、校庭での外遊びやイベントなどを実施していきます。

次に活動場所につきましては、これまでの放課後児童クラブ専用室のほかに特別教室等で放課後に学校が使用しない教室を兼用室としてお借りして放課後の居場所を確保します。

次に保護者負担についてですが、現在、公設放課後児童クラブが月額8,000円とおやつ代2,000円となっておりますので、これを参考に放課後子ども居場所事業では、午後5時までの利用となる区分1では月額4,000円、午後7時までの利用となる区分2では、公設クラブと同額の月額8,000円とおやつ代2,000円といたしました。区分1の4,000円の設定につきましては、他市では無料としている事例もありますが、本市では利用者負担の観点から放課後子ども居場所事業の事業費の一部を負担していただくことといたしました。なお、生活保護世帯や住民税非課税世帯に対しましては、公設クラブと同様に減免制度を設けます。

次に定員につきましては、放課後児童クラブでは、児童1人あたり1.65㎡を確保する必要があるため、施設の専用面積÷1.65㎡を定員としています。一方、放課後子ども居場所事業では、利用児童数に応じて1.65㎡を確保できるように、放課後児童クラブ室のほかに兼用室を確保することで定員を設けずに希望するすべての児童を受け入れていきます。このため、待機児童につきましては、放課後児童クラブでは定員を上回る利用希望があった場合には選考を行いますが、放課後子ども居場所事業では待機児童が生じないように兼用室を確保し受け入れをおこなっていきます。なお、一番右に参考として記載したチャレンジスクールについては、これまでと変わらずに実施していきます。

次に資料6ページをご覧ください。こちらは、放課後子ども居場所事業のイメー

ジ図になります。学校の授業が終了後、児童は放課後児童クラブ専用室へ荷物を持っていき、受付をいたします。区分1と区分の2児童を分けることなく、午後5時までは専用室や兼用室、校庭等で宿題や遊びの時間を設けて過ごします。区分1の利用児童については、午後5時までに保護者のお迎えのもと帰宅します。区分2の利用児童については、引き続き専用室でおやつを食べ室内遊びなどをして過ごし午後7時までに保護者のお迎えにより帰宅します。チャレンジスクールに参加する児童は、放課後にチャレンジスクールに参加したのち、帰宅もしくは放課後子ども居場所事業へ移動することとなります。

次に資料7ページをご覧ください。放課後子ども居場所事業のおおよその1日のスケジュールになります。実施するモデル校によって内容は異なってきますが、イメージとして作成したのになります。

次に資料8ページをご覧ください。業者決定後のモデル事業開始までのスケジュールでございます。学校の都合等の兼ね合いから学校ごとに若干前後するところもありますが、1月末から2月初めに、市のホームページや学校を通じて利用案内を配布する等により周知を行いました。その後、2月中に新入学児童説明会や保護者説明会を実施するとともに、申込受付を開始し、2月末に4月から利用する方の登録をいったん締め切り、3月初めに決定通知を発送したところです。なお、その後の申込受付も随時行いますが、利用開始は5月以降となります。そして、3月中旬に利用者向けの説明会を実施し、現在、学校と最終的な調整を進めており、4月1日からモデル事業をスタートするというスケジュールとなっております。

最後に資料9ページをご覧ください。モデル事業を実施していくうえでの今後の課題といたしまして、まずは令和6年度のモデル事業の課題や効果の検証を行うこと、そして、令和7年度以降の事業の方針の検討、さらには、放課後子ども居場所事業導入に伴う民設放課後児童クラブへの支援や余裕教室の確保が困難な学校での専用室の確保策について課題として検証・検討していく必要がございます。また、今後につきましては、「(仮称)さいたま市放課後子ども居場所事業の基本方針(素案)」を作成し、想定される課題への対策および放課後子ども居場所事業の今後の展開をお示ししてまいりたいと考えております。説明は以上です。

(山中会長)

どうもありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何かご意見やご質問はございますか。

(木村委員)

私立保育園協会の木村です。

こちらの事業大変期待しております。資料の中で待機児童数が329名になっているということに対してかなりの驚きを持っておりまして、ぜひ、解消を目指して

いただきたいと思います。

この事業、今後に向けてまだ検討されてない部分あるかもしれませんが、実際にどれぐらいの待機児童の数が減っていくのかというところの見通しがあればお伺いできればと思っております。というのも、特に埼玉県は今年度、県の方が条例を出そうとした経緯もありまして、結局条例自体は取り下げになりましたけども全国で埼玉県が注目をされていると。そういった中で、政令指定都市であるさいたま市が放課後児童クラブの待機児童数がワーストに入っているというのは、深刻な問題ではないかと感じるところです。そういったところで、この事業を通してどれぐらいの待機児童が減っていくのかというところが1点。

もう一つですね、去年の児童福祉専門分科会でもお話をしたところですが、やはりこういうケースが増えていく中で、研修の問題が出てくると思います。放課後児童支援員を配置するという観点に関しては、今後どのように考えていくのか。例えば近隣の川口市では、県とはまた別に放課後児童支援員の資格認定研修を川口市として実施してその人員を補っているというような部分もあると思います。そういったところをどのように考えてらっしゃるのかというところがもう1点。

それから最後に1点だけ。これはここでの議論じゃないのかもしれませんが、放課後児童健全育成事業についての公募に関して、通常やりたいという事業者があれば、基本的には受け入れていると思いますが、参入を拒んでいる中の意見として、例えば保育所等がやろうとしたときに地域性もあると思うんですけども、まずは保育所の方で1年やってみて需要が満たせたら、補助金を出しますよなんていうような事例もあったりするというようなことを聞いたりすることもございます。

例えば認可保育所に関しましても初年度から、その運営に対しての助成が出る一方で、放課後児童クラブに関しましては、初年度から助成が出ず、自己財源で補っていったら、2年目以降で検討みたいな様相も見られるような側面もあるように感じますが、これ私の認識違いだったら申し訳ないんですけども。この辺りも含めて、どのように考えているのかというところで、お答えできる範囲で結構ですので、ご回答いただければと思います。

（幼児・放課後児童課）

ご質問ありがとうございます。

まずは、待機児童の解消についてですが、資料の中でご説明させていただいたとおり、居場所事業を実施いたしますと、すべての児童を受け入れるため、その学校での待機児童はなくなります。昨年実績で言いますと、この4校で30名程度の待機児童がおりましたので、今年が同じ人数とは限りませんが、想定としては4校については待機児童がゼロになるということでございます。

2つ目の支援員さんの研修についてですが、認定資格については県の研修で実施させていただいているところでございます。さいたま市におきましても、独自に支

援員の資質向上を図るための研修を実施しているところです。研修の内容についても働く方々のご意見を踏まえながらタイムリーな内容の研修としております。今後とも、このような研修をしっかりと実施してまいりたいと考えております。

3つ目の民設クラブへの参入というところでございますが、新規で初めて児童クラブに参入することにつきましては、子どもたちの安心安全な放課後の生活の場の確保ということもございまして、そこがしっかりとできるかというところを見極めさせていただくところもでございます。また、冒頭の居場所づくり導入にあたった経緯にもありまして、待機児童解消に向けて、待機児童が出ているところの民設クラブを整備して解消を図ってまいりました。一方、待機児童が出ていないところにつきましては、委託としては実施できないというところでございます。今後ともこの居場所事業を進めていきたいと考えておりますが、待機児童が出ているところにつきましては、引き続き民設クラブの整備も進めていきたいと考えているところです。以上です。

（山中会長）

どうもありがとうございました。その他いかがでしょうか。

（永富委員）

市民公募委員の永富です。

待機児童数に注目が集まっていますが、実際に放課後児童クラブの支援員さんがかなり不足していると聞いています。新しい事業では今まで来ている子ども、新しく就労要件のないご家庭の子ども、チャレンジスクール参加の子どもが3つが重なるわけですね。新しい方がたくさん来られた時に、現場の支援員さんが今でも不足している状態なのに回せるのかなというのがすごく単純に思うんですね。お子さんそれぞれで事情が異なり、預かり方も異なるので、まずは支援員の確保ができるのかなというのがすごく心配です。今、シニア層でもたくさん支援員になっておられる方もいらっしゃいますが、大丈夫かなと心配しています。新しい試みでモデル事業としてやってみないとわからないところもありますが、支援員の確保について今から頑張っておかないと混乱が生じるのは目に見えているような気がします。

（山中会長）

ありがとうございます。いかがでしょうか。

（幼児・放課後児童課長）

まず、今回のモデル校4校につきましては、各事業者さん、手を挙げていただく中で、しっかりと働く人の確保ができるという前提のもとに公募していただいております。

ります。また、市といたしましても、今年度、1月になりますが、合同の就職説明会のようなものを始めさせていただきました。こういったものも来年度も引き続き実施させていただきたいと思っておりますので、支援員の確保に努めていきたいと考えております。

（山中会長）

ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。

それでは私の方から1点伺います。

9ページ目の課題に令和6年度モデル事業の効果や課題の検証をされるということですが、モデル事業を実施される事業者が非常に幅広いのと、待機児童数を減らすということは喫緊の課題ですが、支援員の確保や質の保障をどうするかということに関わって、この事業の効果や課題を検証するときの観点としてどのようなものをお考えかというところをできる範囲でお聞かせいただきたいと思います。というのも、従来の放課後の取り組みは家庭に代わる生活の場を提供するというのがメインであって、草の根的に頑張ってきた民間の努力があるわけですが、居場所という言葉に置き換えられていて、放課後の実践で大事にされてきたものとかかなり違った生活の展開が待っていると思います。保護者の方の生活スタイルも違いますし、様々な選択肢があることは悪いことじゃないと思います。ですが、どのような観点で検証するのかというのは結構問われるのではないかと思いますので、お考えがありましたらぜひ教えていただきたいと思います。

（幼児・放課後児童課長）

検証の観点でございますが、運営事業者や学校にヒアリングや現地調査を行わせていただくことにより、業務委託契約の仕様書どおりに運営ができているのかどうかや学校で使用する教室の調整、児童の入退室管理に問題はないか、利用者からの要望が出ていないか、学校運営に支障はないか、教職員へのこれまで以上の過度な負担がないか等について確認させていただきたいと考えております。

また、利用する保護者や児童に対して、アンケートなどを実施し、事業の満足度や改善要望があるか等について確認していきたいと考えております。さらに、学区内にある民設放課後児童クラブの入室児童数の状況把握や運営事業者へのヒアリング等を実施させていただきます。それによって、事業の導入により民設児童クラブにどのような影響や変化があるか確認していきたいと考えております。これらの観点によって効果や課題を把握し、対応を検討していくことを考えております。

（山中会長）

放課後の生活がより充実するような課題検証になると良いと感じます。ありがとうございます。

この件について他に何かございますか。ないようですのでここまでとさせていただきます。

それでは次に進みます。お手元に配布している資料5「さいたま市子ども・子育て支援事業計画「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」令和4年度進捗状況について（具申）」につきまして、前回の会議におきまして、委員の皆様からいただいたご意見、ご発言を踏まえて、このような形で意見具申させていただきましたことをこの場をお借りしてご報告させていただきます。

以上で次第に記載されている議題は全て終了となりますが、委員の皆様から何かございますか。よろしければ以上を持ちまして本日の議事は終了ということになります。会議の進行にご協力いただきありがとうございました。

それでは進行を事務局へお戻しします。

【閉会】

（事務局）

山中会長並びに委員の皆様、本日は、誠にありがとうございました。

さて、事務局より1点お知らせがございます。

当分科会が所属する「社会福祉審議会」の委員の任期が、今年度末である令和6年3月31日までとなっております。本市の附属期間の要綱におきまして、委員の任期は、原則2期、6年までとされており、現在2期目の委員の方々におかれましては、一部の委員さんを除き、任期満了となります。また、現在1期目が終わる委員の方におかれましても、今期限りとなられる方もいらっしゃいます。

今期の任期満了にあたり、山中会長より一言ご挨拶をいただきます。山中会長、お願いいたします。

（山中会長）

委員の皆様には長きにわたり会議の進行にご協力いただき誠にありがとうございます。

私は特別支援教育の仕事をしているものですので、障害のあるお子さんのことを中心に考えたり学んだりしているのですが、様々な分野でご活躍されている皆様とご一緒することができまして、貴重なご意見を学ばせていただくことができました。この場をお借りしてお礼申し上げます。今回の会議をもちましてこのメンバーでの分科会は終了ということですが、さいたま市の児童福祉行政の益々の発展と皆様のご健勝をお祈り申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（事務局）

山中会長ありがとうございました。

続きまして、事務局を代表いたしまして、子ども育成部長の阿部よりご挨拶申し上げます。

阿部部長、お願いいたします。

（阿部部長）

事務局を代表いたしまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、公私ともに大変ご多用の中、ご出席いただき、また、長時間に渡るご審議をいただきありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、3年間の長きにわたり、さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会におけるご審議にご尽力いただき、深く感謝を申し上げます。

この3年間におきましては、コロナ禍の影響により、任期当初から令和4年度第2回分科会まで、対面での会議を開くことができず、書面によるご審議をいただくなど、まさに非常事態というべき状況の中、多大なご苦勞をおかけしたものと存じます。

そのような中でも、毎年度の第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プランの進行管理、さらには昨年度におきましては中間年度見直しにお力添えをいただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

本日も、長時間にわたり、「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン策定」についてなど、闊達なご議論をいただきましたが、

本市におきましては、今後も引き続き、計画に沿った施策を着実に遂行するとともに、子ども、青少年、子育て世代のため、多様化する子ども・子育て支援に関するニーズに答えられるよう、次世代を担う子ども・青少年を社会全体で育てていく気運を醸成し、「子育て楽しいさいたま市」の実現に向けて努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで任期を終えられる委員の方々におかれましては、長きにわたり、大変お世話になりました。今後におきましても、引き続き、市政各般におきましてご指導賜りますようお願いいたします。

再任のご承諾をいただいております委員の方におかれましては、次の任期であります令和6年4月1日からの3年間におきましても、引き続きご指導のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

（事務局）

ありがとうございました。

今年度の児童福祉専門分科会の開催は本日で最後となります。

令和6年度につきましては、第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望プランの策定に向けてご審議をいただく予定としておりますので、どうぞよろしくお願い

いたします。

会議日程につきましては、後日改めて、当該委員の方へお知らせさせていただきます。

それでは、以上を持ちまして、令和5年度第2回さいたま市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会を終了いたします。